

○沖縄県警察音楽隊員の服制及び服装に関する訓令

(昭和 53 年 6 月 21 日沖縄県警察本部訓令第 14 号)

改正 昭和 56 年 7 月 11 日訓令第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、沖縄県警察音楽隊員（以下「音楽隊員」という。）の服制及び服装に関し、必要な事項を定めるものとする。

(服制)

第 2 条 音楽隊員の服制は、別表第 1 のとおりとする。

(服装)

第 3 条 音楽隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲号演奏服又は盛夏演奏服を着用し、甲号演奏服は演奏飾緒を着装するものとする。ただし、乙号演奏服に演奏帯、演奏飾緒、白色帽子おおい、白色あごひも及び半脚半を着装して甲号演奏服に代えることができる。

(1) 儀式、祭典その他儀礼的な公開演奏に従事する場合

(2) 行進、パレードなどの演奏活動に従事する場合

(3) その他音楽隊長が必要と認め指示した場合

(着用期間)

第 4 条 音楽隊員の甲号演奏服の着用期間は、年間着用とし、盛夏演奏服及び乙号演奏服の着用期間については、沖縄県警察官等の服制及び服装に関する訓令（昭和 53 年訓令第 13 号。以下「服制及び服装訓令」という。）第 9 条及び第 10 条に規定する着用期間及び略装期間に準ずるものとする。

(着装要領)

第 5 条 音楽隊員章、肩章及び演奏飾緒などの着装要領は、別表第 2 のとおりとする。

附 則

この訓令は、昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 7 月 11 日訓令第 17 号）

この訓令は、昭和 56 年 7 月 15 日から施行する。

様式等省略